

## 令和 6 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）

令和 7 年 2 月  
食品安全委員会  
企画等専門調査会

令和 6 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）を踏まえて作成した「令和 6 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に従い、以下の訓練を実施した。

## I 緊急時対応実務者研修

### 1 実施概要

緊急時における対応手順の理解・習得や、夜間及び休日を含めた体制の整備につなげるため、緊急時対応手順の概要を周知するとともに、食品安全委員会ホームページの更新や Facebook 及びブログへの投稿に必要な知識・技能を習得することを目的として、本研修を実施した。

#### ア 日時及び会場

日時：令和 6 年 9 月 13 日（金）10：00～12：00

実施会場：食品安全委員会委員会室（ウェブ参加者については Webex）

※ テレワークを実施している職員も参加できるよう、ウェブ会議システムを使用して実施した。

#### イ 参加者

新任者を含む事務局職員を対象に、32 名が参加した。

#### ウ 内容

（緊急時対応手順の概要）

政府全体の緊急時対応の枠組み、食品安全委員会緊急時対応指針及び食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「指針等」という。）に基づく緊急時対応の手順等について、講師役職員から説明を行った。

（ホームページ掲載等）

緊急時における情報共有方法、ホームページの更新手順、情報発信のポイントについて講師役職員から説明を行った。

### 2 訓練結果の検証

実務者研修終了後に参加者を対象にアンケートを実施し、19 名から回答があった。食品安全に関する緊急事態とはどのようなものか、緊急事態発生時の委員会と関係省庁との関係性については、ほとんどの参加者の理解が得られていたが、緊急時における事務局職員としての自身の役割については、約 2 割の参加者があまり理解できなかったと回答しており、指針等に規定された役割について職員単位に落とし込んで周知することに課題があることがわかった。

情報発信の方法については概ね理解が得られていたが、ウェブサイト更新の操作

方法等、情報発信の詳細な方法については、必ずしも全ての職員が実施する業務ではないため、緊急時の対応手順に時間を割くべきとの意見があった。

### 3 今後の対応

指針等について、あらかじめ周知する機会を確保した上で、実務者研修においては緊急時における委員会の役割とその中における各部署の役割についてより詳細に解説することとする。また、情報発信の具体的な方法に関する研修については、必要に応じて内容を見直す。

## II 確認訓練

### 1 実施概要

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

#### ア 日時及び会場

日時：令和7年1月8日（水） 9時30分から16時まで

会場：食品安全委員会執務室

#### イ 参加者

- ・委員、事務局職員（局長、次長、総務課、評価第一課、情報・勧告広報課職員）
- ・消費者庁、警察庁、厚生労働省、農林水産省

#### ウ 内容

訓練は、具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、テレワーク中等出勤していない職員もいる中で、事案が発生してからの連絡、情報共有、資料作成等を実践的に行った。

なお、本訓練は消費者庁が企画の中心となり、消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の5府省庁合同で訓練を行い、消費者安全情報総括官制度（※）を実践した。

（※）消費者安全情報総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらの者による連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約・共有を図る制度

#### 【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

##### （1）危害因子

農薬「パラコート」

##### （2）原因食品

冷凍食品

##### （3）状況設定及び訓練の経過

1月8日

- 10：00 厚生労働省から情報共有（農薬混入による商品回収の情報）
  - 10：35 消費者庁から「消費者安全情報総括官制度」（関係府省庁局長申合せ）に基づく緊急の対応が必要となりうる事案であると判断したとの連絡
  - 10：45 農林水産省から情報提供（農薬の情報）
  - 11：00 厚生労働省から情報提供（消費者向け注意喚起の資料の共有）
  - 14：00 食品安全委員会ホームページ、Facebook、ブログに注意喚起の投稿
  - 15：30 消費者安全情報総括官会議幹事会開催（ウェブ開催）
- 随時：食品安全委員会に国民や報道機関からの問い合わせが相次ぐ。

## 2 訓練結果の検証

確認訓練終了後に参加者を対象にアンケートを実施し、39名から回答があった。対応があった職員のうち、約15%の職員の職員が課題が多いと回答した。具体的には、委員会内で情報共有用として用いている Teams の使用方法に関することや、ここ数年の訓練シナリオの危害因子として農薬に偏っていることが挙げられた。

Teams での情報共有については、Teams とメールで情報共有ルートが並立したことにより混乱が生じたほか、投稿やメンションのルールの不徹底により、情報伝達漏れが発生したとの回答があった。

危害因子については、3年連続で農薬となっており、農薬担当以外の職員が対応手順を確認する機会が確保できていないとの回答があった。

また、原因物質が不明である場合や、委員会が評価未実施のものである場合の対応について明確でないのではないかとの意見が挙げられた。

## 3 今後の対応

事務局においては、緊急時に限らず、Teams 等の活用を推進しているところであり、引き続きこれらのツールの活用を図り、職員の習熟度を向上させていく。

危害因子については、訓練を主催する消費者庁に対して農薬以外の危害因子を採用するよう提案する。

また、アンケート結果を踏まえ必要に応じて指針等の見直しを実施する。